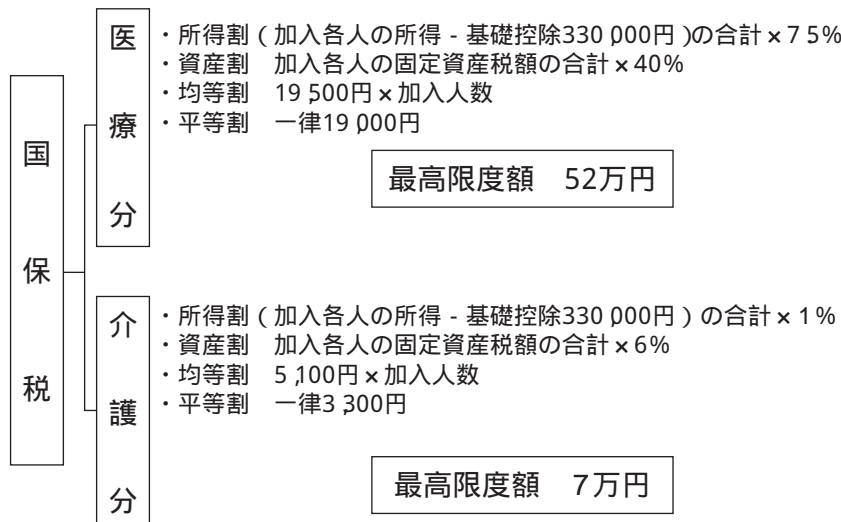


私たちの健康を守る 国民健康保険

国民健康保険は、皆さんが病気やけがをしたときにかかる医療費を賄っている大切な制度です。職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人以外は、すべての人が加入することになっています。加入の届出が遅れると、国民健康保険税は、さかのぼって納めていただくことになります。国保税は、私たちの健康を守る大切な財源です。納期限内に必ず納めてください。

災害など、特別な事情もなく長い間滞納し、納税相談にも応じない世帯には、やむを得ず・・・
 保険証を返してもらい、資格証明書を交付します。これにより、医療費の支払いがいったん全額自己負担となります。保険給付（高額医療費・出産一時金・葬祭費等）が差し止められたり滞納保険税額分が差し引かれたりします。
 資格証明書とは、国保の被保険者の資格を証明するだけのものです。
 このような措置をとることがありますので、国保税は必ず納期限内に納めましょう。

平成18年度の五條市国民健康保険税の決め方



西吉野地区・大塔地区の皆さんへ
 新市の合併に伴い、国保税率および保険料が五條市の基準となり、保険税額が多少変わりますが、ご理解をお願いします。

五條市の国民健康保険税の基準および
 旧西吉野村・旧大塔村の基準

医療費給付費分

	五條市	旧西吉野村	旧大塔村	
税率	所得割	7.50%	7.00%	7.00%
	資産割	40.00%	80.00%	120.00%
	均等割	19,500円	15,000円	15,000円
	平等割	19,000円	20,000円	21,000円
賦課限度額	520,000円	530,000円	530,000円	

介護給付費分 (40歳以上65歳未満の人)

	五條市	旧西吉野村	旧大塔村	
税率	所得割	1.00%	0.40%	0.78%
	資産割	6.00%	7.00%	11.45%
	均等割	5,100円	6,000円	6,500円
	平等割	3,300円	3,000円	3,700円
賦課限度額	70,000円	80,000円	80,000円	

平成18年度 納期限

第1期	7月31日(月)	第5期	11月30日(木)
第2期	8月31日(木)	第6期	12月25日(月)
第3期	10月2日(月)	第7期	1月31日(水)
第4期	10月31日(火)	第8期	2月28日(水)

* 国民健康保険税の納期前納付による「前納報奨金制度」は平成19年度から廃止することになりました。なお、平成18年度においては前年の半分に引き下げて交付します。ご理解を賜り、今後も納期前納付にご協力をお願いします。

納税は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

問合先 保険課保険係 ☎ (内線 266・368)